

公共施設等総合管理計画策定について

1. 公共施設等総合管理計画とは

公共施設等（建築物、インフラ資産）の全体の状況を把握するとともに、現況や将来の見通しを分析し、今後の公共施設等に係る基本的な方針を定めた計画。

2. 策定に至る背景

全国において公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっている。地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、人口減少等による公共施設等の利用需要等の変化を踏まえ、早急に公共施設等の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要との見解から、下記のとおり平成26年4月22日、総務大臣通達による策定が要請された。

- H26. 4. 22 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について（総務大臣通達）
→公共施設等総合管理計画策定要請（平成28年度末までに策定）
- H26. 4. 22 公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について（総務省自治財政局財務調査課長通達）

※【参考】県内公共施設等総合管理計画策定済市町村数（12市町村/42市町村中）

3. 策定の状況

国の策定指針では、公共施設（建築物）とインフラ資産（道路、橋梁、上下水道など）両方の現状を把握し、総資産量、将来に渡る維持負担額、今後の基本方針などを公共施設総合管理計画として策定することとなっている。恵那市においては、昨年度、第3次行財政改革大綱・行動計画の策定と平行し、公共施設（主に建築物）の方向性を示した、「恵那市公共施設再配置計画」を策定した。今回、先行策定した「恵那市公共施設再配置計画」をベースに、インフラ資産情報及び国の策定指針で必要とされる項目を加え策定中である。

※【参考】公共施設等総合管理計画策定支援業務として、先行策定した「恵那市公共施設再配置計画」策定支援業務請負業者である、(株)カナエジオマチックスと契約。

公共施設等総合管理計画策定指針の概要①

公共施設等総合管理計画の内容

1 所有施設等の現状

全ての公共施設等を対象に、以下の項目などについて、現状や課題を客観的に把握・分析。

- 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
- 総人口や年代別人口についての今後の見通し
- 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費やこれらの経費に充当可能な財源の見込み

2 施設全体の管理に関する基本的な方針

- 計画期間
10年以上とすることが望ましい。
- 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方針
全ての公共施設等の情報を管理・集約する部署を定めるなどして取り組むことが望ましい。
- 現状分析を踏まえた基本方針
現状分析を踏まえ、今後の公共施設等の管理に関する基本方針を記載。
- バージョンアップ

計画の進捗状況等についての評価の実施について記載。評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましい。なお、今後は、管理を行うに際し基礎となる情報として、固定資産台帳等を利用していくことが望ましい。

3 地方財政措置

- 計画策定に要する経費について、平成26年度からの3年間にわたり特別交付税措置(措置率 1/2)
- 計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設(地方財政法改正)
〔 特例期間 平成26年度以降当分の間、地方債の充当率 75%(資金手当)
地方債計画計上額 300億円(一般単独事業(一般)の内数) 〕